



JAいずみのはあなたの健康を応援します！

JAいずみの

特定健診 特別金利 定期貯金



取扱期間 令和2年5月7日(木)～令和3年3月31日(水)

期間中、
スーパー定期貯金(元利金継続型/1年)
10万円以上100万円以下を新規で
お預け入れいただくと右記金利を
適用します。

※金利環境の変化等により、予告なく内容・条件を変更したり、
取扱を中止する場合があります。

年0.15%

(税引後0.119%)



対象となる方

- ①、②、③の条件をすべて満たすJAいずみの組合員様(ご出資いただければその場で、組合員にご加入頂きます。)
- ①以下の4市1町の国民健康保険に加入されている40歳以上の方、もしくは後期高齢者医療制度に加入されている方
岸和田市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
- ②令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に**特定健診・健康診査を受診され、定期貯金の申し込みをされた方**
- ③**新たなご資金(※)で定期貯金を作成の方**
※ご本人様がすでにJAいずみにお預け入れになっている資金は除きます。

ご契約に必要なもの

- ①国民健康保険または後期高齢者医療の保険証
- ②対象となる特定健診等を令和2年4月1日から令和3年3月31日の間で40歳以上の方が受診した日付を確認できる書類等
- ③本人確認書類

商品内容

スーパー定期貯金(元利金継続型1年)
10万円以上100万円まで **お一人様一回限り 分割受入不可**

その他

●商品名:「特定健診特別金利定期貯金」 ●税率:20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。(令和19年12月31日までの適用となります。) ●適用金利:預入時の特別金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時のスーパー定期貯金店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ●この定期貯金は原則として満期日まで解約できません。やむを得ず満期日前に本定期貯金を解約された場合は、当組合所定の中途解約利率を適用いたします。詳しくは、店頭の商品概要説明書「特定健診特別金利定期貯金」または当JAホームページ(<http://www.ja-izumino.or.jp/>)をご覧ください。 ●この商品は貯金保険制度の保証対象商品であり、同保険範囲内で保証されます。お近くの各支店へお問い合わせください。
表示有効期限:令和3年3月31日



ホームページ <http://www.ja-izumino.or.jp/>

中央支店:072(437)0658	八木支店:072(445)0129	あびこ支店:0725(20)0804	北池田支店:0725(55)0480
土生郷支店:072(428)3468	南掃守支店:072(427)5443	取石支店:072(272)0606	南池田支店:0725(55)0380
有真香支店:072(428)4597	城北支店:072(445)8881	高石支店:072(264)0001	横山支店:0725(92)1501
東葛城支店:072(446)0014	山直下支店:072(445)0001	忠岡支店:0725(32)1341	南松尾支店:0725(54)0190
山滝支店:072(479)0601	春木支店:072(439)2370	くずのは支店:0725(41)2880	
山直上支店:072(479)0015	いずみおまつ支店:0725(21)4121	和泉支店:0725(41)2385	

この定期貯金は、JAいずみの全店で取り扱っています。どうぞ、お近くの支店をご利用ください。